



練馬区立区民農園 利用者募集のご案内



<申込期限>

令和7年11月21日(金)まで(消印有効)

申込み・問い合わせ先

練馬区 都市農業課 都市農業係
〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1
☎03-5984-1398



こちらから電子申請が
可能です

はじめに

練馬区では、区民のみなさまが土と親しみ野菜を作る楽しさを味わっていただけるように、区民農園を設置しています。区が所有者からお借りした農地を整備して区画割りし、区民のみなさまに有料で貸し出しています。（一部、区有地あり）

農園の利用を希望される方は、このご案内をよくお読みの上、お申し込みください。



1 募集要項

(1) 前回（令和5年度）からの変更点

① 上石神井二丁目区民農園の新規開設

令和8年3月に新たに開設予定です。

現在整備工事を行っているため、工事の進捗状況によって開設が遅れる場合があります。

② 今回の申込書は、2枚複写となっています。（郵送・持参の場合）

詳細は、3ページの「（3）申込方法」をご確認ください。

(2) 申込条件（①～⑤をすべて満たすこと）

① つぎのアまたはイに該当する方、団体

いずれも申込時点および利用期間中に練馬区に住民登録されていることが必要です。

ア 世帯利用の場合

住民票上、同一世帯の方（1人世帯や、同一世帯の複数名で利用する場合）

イ 団体利用の場合

過半数が練馬区在住者で構成されている練馬区内の団体

※同じ住所であっても、別世帯の家族と利用する場合は、団体利用となります。

【区外在住の方と利用する場合の例】



➡ 4人の場合は、3人が練馬区民であれば団体利用可能

【別世帯の家族と利用する場合の例】



➡ 一緒に住んでいても、世帯分離している場合は団体

② 利用区画の確認と不正利用防止のため、農園内に代表者の「名字」と「居住町名」を掲示することに同意する方

③ 申込書に記入した内容について、練馬区が住民基本台帳で確認することに同意する方

※ 利用期間中においても、住民基本台帳で住所地等の確認を行う場合があります。

④ 区が定める農園利用ルールを守れる方

⑤ 利用者の入替期間（2月の1か月間）において、区画に多少の雑草が生える場合があるため、利用開始に当たり、その除草をご自身で対応することについて同意する方

※ 区において前期の利用者の片付け状況の確認をしておりますが、確認後に雑草が生える場合があります。

申込みを「無効」とする場合

① 同一世帯で複数の申込みをした場合（同一の世帯員が別々に申し込んだ場合も含む。）

※ 申込みができるのは、1世帯（1団体）につき1通のみです。

② 世帯利用と団体利用の両方で申込みをした場合

③ 他人の名義を借りて応募した場合

④ 希望する農園を選択していない場合、または2か所以上選択した場合

⑤ 申込内容に不備がある場合

⑥ 申込期限後に申込みをした場合

(3) 申込方法

郵送・持参

郵送先 持参先	〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所本庁舎 9 階 都市農業課 都市農業係 農園担当 宛て
申込期限	令和7年11月21日（金）まで（消印有効）
受付時間 (持参の場合)	月～金曜日（祝休日を除く）の8時30分から17時15分まで ※持参による受付は、練馬区役所本庁舎9階 都市農業課のみです。 <u>その他の区立施設では行っておりません。ご注意ください。</u>
郵送の場合の 留意事項	・封筒および郵送料は各自でご負担ください。 <u>※封筒に料金分の切手が貼られていないものは受理できません。</u> また、返信用の封筒・切手は不要です。 ・申込書(2枚複写)のうち、<u>1枚目を郵送してください。</u>(2枚目は申込者控え) ※2枚目も提出された場合、返送しません。必ず1枚目のみご提出ください。 ・区に到達したことの確認として、申込代表者宛てに通知を送付します。 ※申込内容に不備がある場合は、通知を送付しません。 <u>※令和7年12月8日（月）までに区からの通知がない場合は、同年12月12日（金）までに必ず区へご連絡ください。</u>
提出書類	○世帯利用の場合 練馬区立区民農園 利用申込書 ○団体利用の場合 練馬区立区民農園 利用申込書 練馬区立区民農園 利用申込書（別紙） ※13・14ページの「記入例」をご確認ください。

電子申請

パソコンまたはスマートフォンから下記URL(二次元コード)に接続し、申込みを行ってください。

<https://logoform.jp/form/G2rU/1198123>



【申込期限】 令和7年11月21日（金）まで

- ※ 電子申請の場合は、申込内容が区システムへ到達すると申込者へメールが送信されます。
 受信拒否設定をされている場合は、「logoform.jp」ドメインを許可する設定を行ってください。
- ※ 「なりすましメール規制」や「URLリンク付きメール規制」を設定している場合、ドメイン許可設定を行ってもメールが届かないことがあります。規制を解除するか弱めていただく必要があります。
 設定変更の方法については、各携帯会社等へお問い合わせください。

申込書記載上の注意（郵送・持参、電子申請共通）

- ・「申込代表者」は、利用承認手続を行う方を記入してください。
- ・農園を利用する方すべてを必ず記入してください。原則、利用者の事後追加はできません。
- ・世帯または団体の利用区分は後から変更できません。
- ・その他詳細は、記入例をご参照ください。（13・14ページ）

優先利用団体

福祉または教育を目的とする区内の団体（保育園や学校、障害者総合支援法・児童福祉法に基づく施設等）は、優先して農園を利用できます。

この場合は、申込様式が異なりますので、募集期間中にお問い合わせください。

障害者優先区画

💡 休憩施設（クラブハウス）がある農園に2区画ずつ（計10区画）設置 💡

【対 象】世帯員または団体構成員の中に身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が含まれ、障害者優先区画（約20㎡）の利用を希望する世帯・団体

【申込方法】募集期間中にお問い合わせください。

【備 考】区画数を超える希望者がいる場合は、抽選とさせていただきます。
優先利用者がいない場合は、当該農園の補欠者を順次繰り上げます。

【新設する上石神井二丁目区民農園のイメージ】



(4) 募集する区民農園

区民農園の種類

区民農園には、休憩施設（クラブハウス）がない農園と、ある農園に分類されます。
それぞれの内容は、下表をご確認ください。

休憩施設（クラブハウス）の有無	休憩施設（クラブハウス） なし	休憩施設（クラブハウス） あり
	右記以外の農園	旭町、谷原東、谷原西、西大泉、南大泉
農園数・総区画数	22農園 1,714区画	5農園 247区画
1区画の面積	約15㎡	標準区画 約30㎡ 障害者優先区画 約20㎡
利用期間	令和8年3月1日から令和10年1月31日まで（1年11か月） ※期間中に土地の貸借契約が解除になる等の理由により、利用期間が短縮される場合があります。この場合、種苗その他園芸消耗品等に要した費用の補償、他の農園へのあつせんはできません。 ※上石神井二丁目区民農園は、工事の進捗によって、利用開始日が遅くなる場合があります。	
使用料（月額）	400円	標準区画 1,600円 障害者優先区画 1,100円
	※最初の12か月分の使用料を、利用開始前に納付していただきます。 ※残り11か月分の使用料は、2年目の利用開始前に納付していただきます。	
主な設備等	水道・農具庫(共用)・簡易トイレ・ベンチ(一部の農園にはトイレ・ベンチがありません。お近くの公園のトイレをご利用ください。)	水道・休憩施設（トイレ・休憩室・更衣室等）・農具庫（共用と個人用）

【休憩施設（クラブハウス）あり】の区民農園のイメージ



休憩施設



農具庫



ベンチ・洗い場

区民農園一覧（全27園）

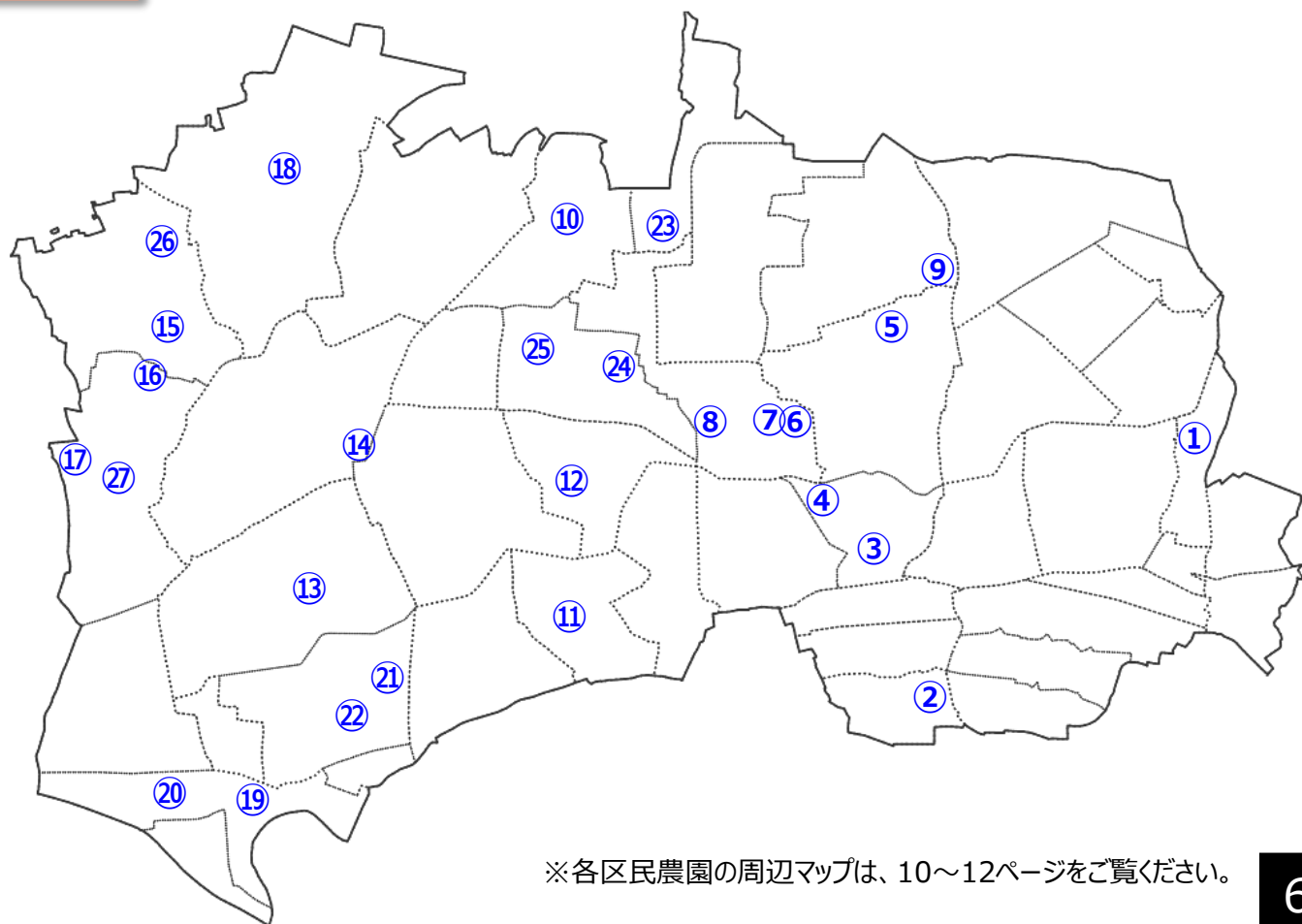
休憩施設（クラブハウス）なし			
農園名	所在地	区画数	前回の 応募倍率
(1) 羽沢三丁目	羽沢3-37	48	2.77
(2) 中村南一丁目	中村南1-2	90	2.72
(3) 向山二丁目	向山2-16	34	1.97
(4) 向山四丁目	向山4-29	76	1.39
(5) 春日町二丁目	春日町2-31	38	2.86
(6) 高松一丁目※ ¹	高松1-35	30	1.79
(7) 高松一丁目第二※ ¹		39	
(8) 高松三丁目	高松3-11	38	2.03
(9) 田柄一丁目	田柄1-16	235	1.48
(10) 土支田二丁目	土支田2-32	112	1.11
(11) 南田中四丁目	南田中4-12・14	119	1.42
(12) 高野台三丁目	高野台3-28	59	2.13
(13) 石神井台二丁目	石神井台2-19	28	1.71
(14) 東大泉一丁目	東大泉1-1	54	2.10
(15) 西大泉二丁目	西大泉2-8	169	0.64
(16) 南大泉やまぶし	西大泉1-11 南大泉5-8	50	1.02
(17) 南大泉三丁目	南大泉3-30	42	1.73
(18) 大泉学園町四丁目	大泉学園町4-26	146	0.99
(19) 関町南三丁目	関町南3-4・7	95	1.22
(20) 関町南三丁目第二	関町南3-30	82	1.39
(21) 上石神井三丁目	上石神井3-2	50	1.98
(22) 上石神井二丁目	上石神井2-10	80	新設

休憩施設（クラブハウス）あり ※ ²			
農園名	所在地	区画数	前回の 応募倍率
(23) 旭町	旭町1-12-12	44	2.05
(24) 谷原東	谷原1-21-27	56	1.92
(25) 谷原西	谷原6-1-22	50	1.68
(26) 西大泉	西大泉4-3-8	49	1.16
(27) 南大泉	南大泉4-30-7	48	1.04

※¹ 高松一丁目区民農園および高松一丁目第二区民農園は、
まとめて1か所として募集します。

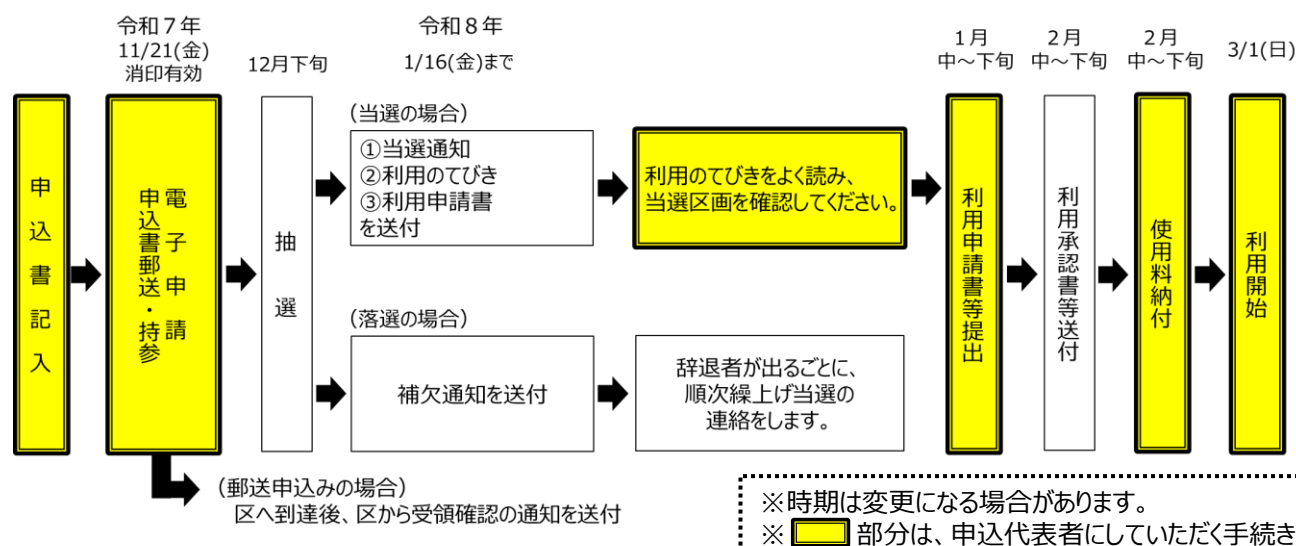
※² 休憩施設(クラブハウス)がある農園には、障害者優先区画を
2区画ずつ(計10区画)設置しています。

位置図



※各区民農園の周辺マップは、10～12ページをご覧ください。

2 申込み後の流れ



(1) 抽選

抽選は、令和7年12月下旬頃に電子抽選で行います。

抽選結果は、令和8年1月16日（金）までに申込代表者宛てに郵便で通知します。**抽選結果は、来庁・電話を問わず一切お答えできません。**ただし、1月16日(金)までに通知が届かない場合は、お問い合わせください。

抽選時に立会いができます。立会いは公正な抽選が行われることを確認いただくためのもので、個々の当落を確認するものではありません。ご希望の方は令和7年11月28日（金）までにご連絡ください。（先着3名）

(2) 当選・落選

当選した方

当選通知と利用承認手続きに必要な書類を郵送します。

区画によって、日照等の状況が異なりますので、通知に記載された区画を現地でご確認いただき、利用承認手続きを行ってください。**なお、令和8年2月末までは農園内に入ることとはできませんので、現地確認の際は農園の外からご確認をお願いします。**

前期と同じ農園に当選した場合であっても、**前期と同じ区画を継続利用することはできません。**

落選した方

落選した方は、今回申し込んだ農園の補欠者となります。農園ごとに補欠者としての順位を記載した補欠通知を送付します。農園の辞退者が出るごとに、順次繰上げ当選の連絡をします。なお、繰上げ当選の連絡については、残り期間での耕作から収穫までが見込める令和9年8月末頃までとします。

(3) 利用承認手続き ※当選した方

利用承認手続きとして、利用承認申請書、その他必要書類を練馬区宛て郵送していただきます。**この手続きをせずに農園を利用することはできません。**手続きは必ず申込代表者が行ってください。利用承認手続きに必要な書類は、当選通知に同封します。

手続完了後、「利用承認書」、「利用者証」および「納入通知書兼領収証書」（納付書）を郵送します。農園使用料は、この納入通知書兼領収証書にて**期限までに納付をお願いします。**

3 農園利用ルール

区民農園には、利用ルールがあります。多くの皆様にこのルールを守っていただいていることで、区民農園は運営できております。しかし、時にはルールが守られず、近隣の方々や他の利用者からご指摘をいただくことがあります。

区民農園はいずれも住宅地内に存在しており、近隣の方々のご理解がなければ、農園を運営していくことはできません。お互いにルールを守り、気持ちの良い野菜づくりができますよう、ご協力をお願いします。

利用ルールを遵守していただけない場合は、利用承認を取り消す場合があります。

※来期（令和8年3月～）の利用から、悪質な場合は、警告なく利用承認の取消手続に入る場合があります。ルールは必ずお守りください。

主な利用ルール

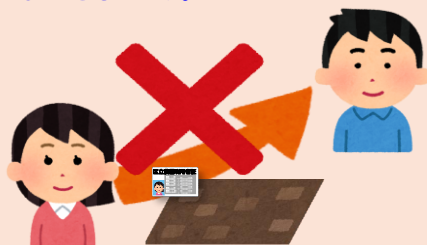
つぎの利用ルール以外にも多くのルールがあります。区からお配りする「利用のてびき」を必ず確認してから利用してください。

1 農園利用の際は必ず 利用者証の携帯をお願いします。

区職員または農園巡回業者に提示を求められた場合は、必ず提示をお願いします。



2 当選した区画をほかの人に 貸すことはできません。



3 自動車で来園し、近隣に路上駐車することは 禁止です。 私有地や農園内への無断駐車も禁止です。

※コインパーキングを利用してください。
※警察と連携し、巡回を強化しています。
発見した場合は、警察に通報します。



4 ゴミは区画や近隣に放置せず 必ずお持ち帰りください。

ご自宅の地域のごみ出しのルールを守って適切に処分してください。区画内に埋めないでください。



5 区画、通路の雑草の処理をお願いします。 ひどい場合はご連絡させていただくことがあります。 区画周りの通路も処理していただく範囲です。



6 区画の内側20～25cm程度は 作業用スペースとして空けてください。

また、内側ギリギリを掘らないでください。通路を歩いている利用者が足を踏み外し危険です。



7 農具や支柱等は区画内に置いてください。 通路等の共用スペースに置かないでください。



8 使用料は、納付期限までに納付してください。



～ 雑草処理について ～

区民農園は、ご自身の区画（区画内だけでなく、区画の周囲（通路際）も対象）の雑草をしっかりと管理していただく必要があります。

近年、猛暑やゲリラ豪雨の影響により、特に夏場の雑草繁茂が激しい状況です。そのため、**数週間農園に行かないだけで、驚くほど雑草は成長します。**ご自身の除草作業が大変になるだけでなく、種が飛ぶことで周りの区画の利用者に迷惑が掛かります。

利用期間を通じて、責任持って管理できるかという点もご留意いただき、お申込みください。



【7月4日】

1週間後



【7月12日】

3週間後



【8月2日】



少し伸びてきたかな。
来週処理しよう。



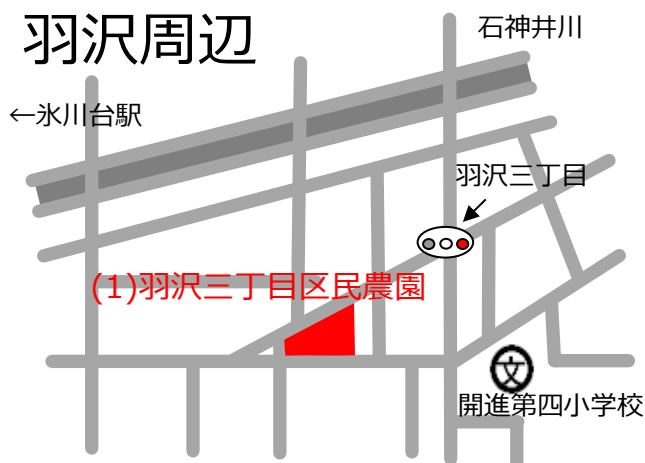
え！1週間で土が
見えなくなってしまった・・・



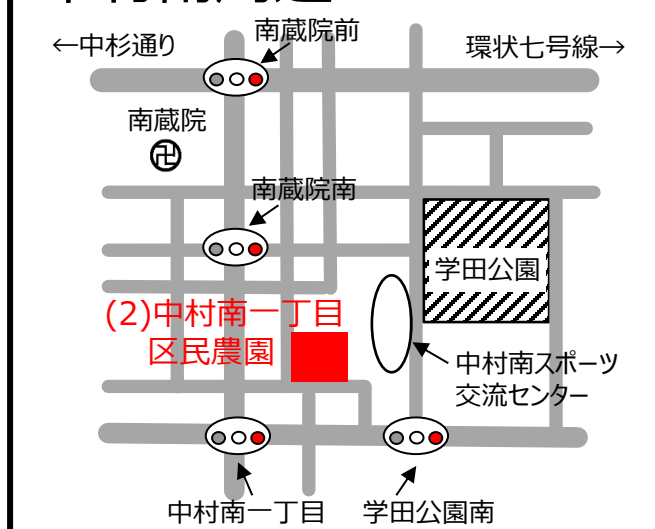
完全に区画が覆われた・・・
周りにも迷惑がかかる・・・
どうやって処理しよう・・・

4 農園周辺マップ

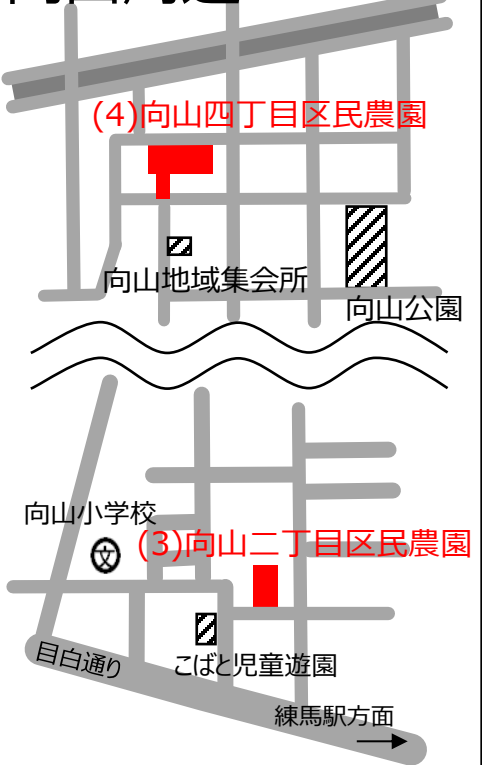
羽沢周辺



中村南周辺



向山周辺



春日町・田柄周辺



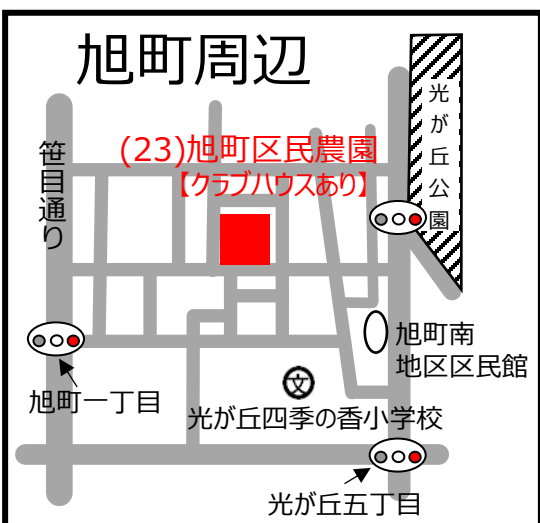
土支田周辺



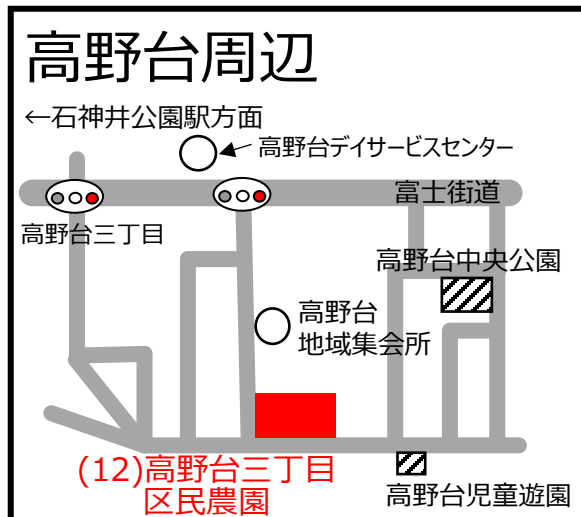
高松周辺



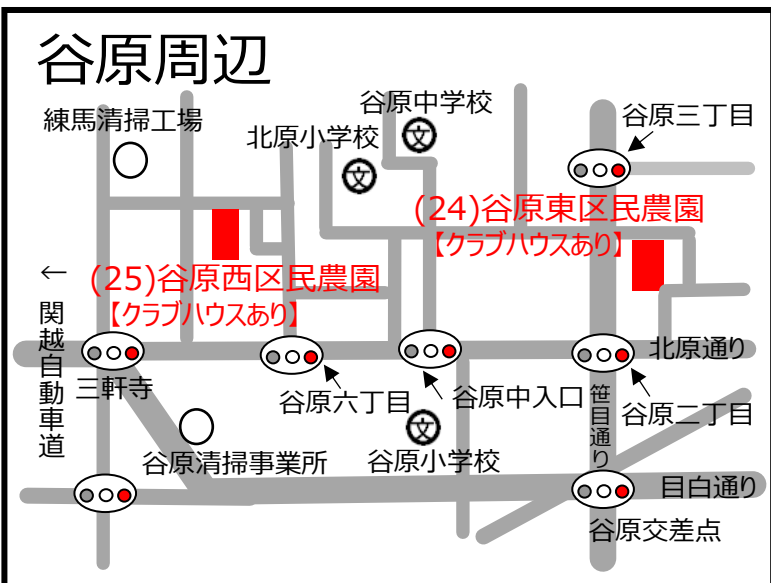
旭町周辺



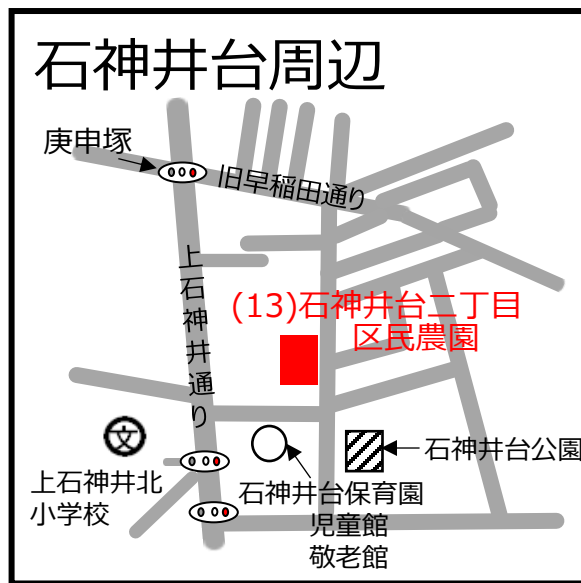
高野台周辺



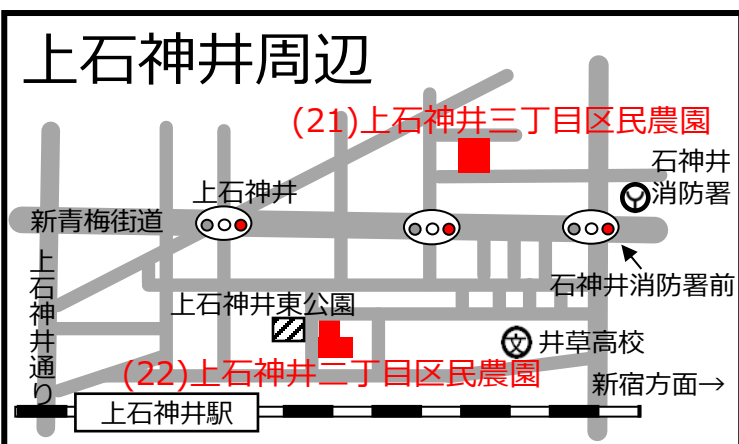
谷原周辺



石神井台周辺



上石神井周辺



南田中周辺



関町南周辺



大泉学園町周辺



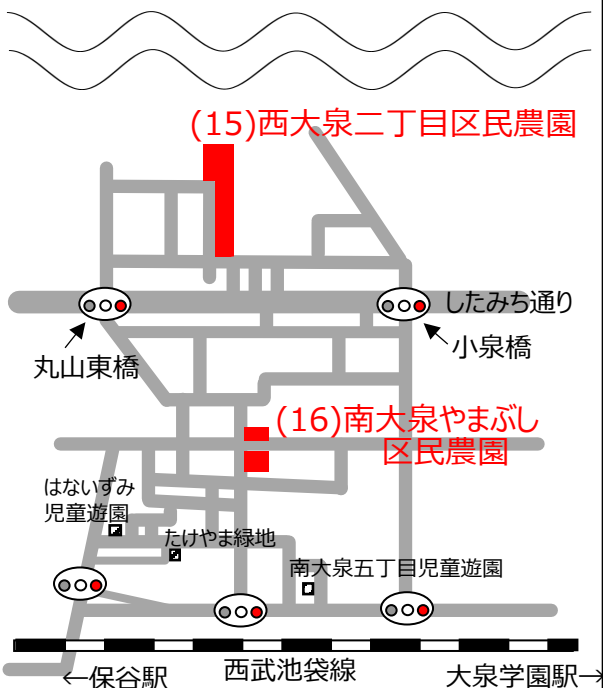
東大泉周辺



西大泉周辺



南大泉周辺



5 利用申込書記入例

利用申込書

📌 世帯利用、団体利用共通 📌

- ... 世帯利用・団体利用共通で記入する箇所
- ... 世帯利用のみ記入する箇所
- ... 団体利用のみ記入する箇所

黒ボールペンで記入してください。
申込書に氏名等が記入されていない方は
利用できませんのでご注意ください。



練馬区立区民農園 利用申込書

【1枚目】
区提出用

練馬区長宛て

「練馬区立区民農園 利用者募集のご案内」に記載されている事項を承諾し、下記のとおり農園の利用を申し込みます。

この申込書に記載した内容について、練馬区

※訂正は二本線で消してください。

※文字はできるかぎり、濃くお書きください。

提出日	令和 7 年 11 月 5 日
区分	☒ 世帯利用 ☐ 団体利用 ... 右欄に団体名をご記入ください ※どちらかにチェックを付けてください
団体名	豊玉やさいを作る会 ※団体利用は、①・④・別紙をご記入ください
① 申込代表者	氏名 (フリガナ) ネリマ ハナコ (姓) 練馬 (名) 花子 生年月日 昭和 平成 35 2 22 〒 176 - 3504 0012 練馬区 豊玉北 6 丁目 12 番 1 号 アパート・マンション等の名称・部屋番号 自宅電話番号 3991-1111 平日日中の連絡先電話番号 090-1234-5678 豊玉ハイツ101号

※ 団体利用は、別紙に記入	② 世帯主	氏名 (フリガナ) ネリマ タロウ (姓) 練馬 (名) 太郎 生年月日 昭和 平成 33 10 24 世帯主も利用しますか? ☒ 利用する ☐ 利用しない
※ 世帯利用は、別紙に記入	③ 上記以外の利用希望世帯員	氏名 (フリガナ) ネリマ イチロウ (姓) 練馬 (名) 一郎 生年月日 昭和 平成 1 9 11 氏名 (フリガナ) ネリマ ハルコ (姓) 練馬 (名) 晴子 生年月日 昭和 平成 3 9 14 氏名 (フリガナ) (姓) (名) 生年月日 昭和 平成 . . . 氏名 (フリガナ) (姓) (名) 生年月日 昭和 平成 . . .

④希望する農園(※1か所のみ、口欄にチェックを付けてください)

休憩施設(クラブハウス)なし			休憩施設あり
☐ (1)羽沢三丁目	☐ (9)田柄一丁目	☐ (17)南大泉三丁目	☐ (23)旭町
☐ (2)中村南一丁目	☐ (10)土支田二丁目	☐ (18)大泉学園町四丁目	☐ (24)谷原東
☒ (3)向山二丁目	☐ (11)南田中四丁目	☐ (19)関町南三丁目	☐ (25)谷原西
☐ (4)向山四丁目	☐ (12)高野台三丁目	☐ (20)関町南三丁目第二	☐ (26)西大泉
☐ (5)春日町二丁目	☐ (13)石神井台二丁目	☐ (21)上石神井三丁目	☐ (27)南大泉
☐ (6)高松一丁目	☐ (14)東大泉一丁目	☐ (22)上石神井二丁目	
☐ (7)高松一丁目第二	☐ (15)西大泉二丁目		
☐ (8)高松三丁目	☐ (16)南大泉やまぶし		

※各農園の詳細は、利用者募集のご案内をご参照ください。

※(6)高松一丁目区民農園および(7)高松一丁目第二区民農園は、まとめて1か所として募集します。

受付番号
(区記入欄)

必ず団体名をご記入ください。
※世帯利用の場合は、記入不要

農園利用の代表で、利用手続を行う方をご記入ください。

【世帯利用の場合】
世帯主である必要はありません。

【団体利用の場合】
団体の所在地または代表者の住所をご記入ください。
個人の集まりによる場合は、練馬区在住の方を代表者としてください。

※世帯・団体の区分は後から変更できません。

【②の欄】

- 申込代表者 = 世帯主の場合
➡ 「同上」と記入してください。
- 申込代表者 ≠ 世帯主の場合
➡ 世帯主情報を記入してください。

【③の欄】

- 農園を利用する予定の方のみ
ご記入ください。(15歳未満は不要)
利用しない世帯員を記入する必要はありません。

※団体利用の場合は、②・③の記入は不要です。
別紙に記入が必要です。

チェックがない場合、または、複数ある場合は失格となります。

記入しないでください。

利用申込書（別紙）

💡 団体利用の場合のみ 💡

黒ボールペンで記入してください。

申込書に氏名等が記入されていない方は
利用できませんのでご注意ください。

団体利用の場合は、

①利用申込書(1枚目)、②別紙を2枚セットでご提出ください。



団体利用の場合のみ、利用申込書と
この書類(別紙)の提出が必要です。

練馬区立区民農園 利用申込書（別紙）

※団体利用者(申込代表者以外)はこちらにご記入をお願いいたします。

※団体利用の条件は「構成員の過半数が区内在住、かつ住民票上複数世帯の方を含む場合」となります。
条件を再度ご確認の上、お申込みください。

※この書類には、申込者控はありません。利用申込書の1枚目と合わせて区へご提出ください。

団体名		※「練馬区立区民農園 利用申込書」の「団体名」欄と一致させてください。		
団体名		豊玉やさいを作る会		
構成員 1	氏名	(フリガナ) ネリマ (姓) 練馬	シロウ (名) 次郎	昭和・平成 36・5・10
	住所	〒176-0012 練馬区豊玉北 6 丁目 12 番 1 号 アパート・マンション等の名称・部屋番号 豊玉ハイツ101		
構成員 2	氏名	(フリガナ) シャクジイ (姓) 石神井	テルコ (名) 照子	昭和・平成 38・8・2
	住所	〒176-0012 練馬区石神井町 1 丁目 2 番 3 号 アパート・マンション等の名称・部屋番号		
構成員 3	氏名	(フリガナ) オオイズミ (姓) 大泉	イチロウ (名) 一郎	昭和・平成 2・12・22
	住所	〒165-0012 中野区丸山 4 丁目 5 番 6 号 アパート・マンション等の名称・部屋番号		
構成員 4	氏名	(フリガナ) (姓)		昭和・平成 ・
	住所	〒 アパート・マンション等の名称・部屋番号		
構成員 5	氏名	(フリガナ) (姓)		昭和・平成 ・
	住所	〒 丁目 番 号 アパート・マンション等の名称・部屋番号		
構成員 6	氏名	(フリガナ) (姓)		昭和・平成 ・
	住所	〒 丁目 番 号 アパート・マンション等の名称・部屋番号		

必ず団体名をご記入ください。

代表者以外の構成員をご記入ください。
※構成員の過半数が練馬区在住者の
必要があります。
※15歳未満は不要です。

利用する構成員は全員ご記入ください。
裏面も含めて合計14名分の記入が
可能です。

※訂正は二本線で消してください。

※構成員が7名以上となる場合は、裏面にご記入ください。

受付番号
(区記入欄)

記入しないでください。

